

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

同族間の賃貸料引き下げは問題なし

Q：私は自分の会社にビルを貸しています。しかし、長引く不況で会社の資金繰りが苦しいので、賃貸料を下げようと考えていますが、税務上何か問題はあるのでしょうか。

A：自分の会社に、自分の所有するビルを貸付している会社経営者は少なくないものと思われます。その賃貸料は、通常より割高、というのが一般的な傾向のようですが、ご質問のように会社の財政事情の悪化から賃貸料を引き下げる声もよく聞きます。

さて、会社とその代表者との間での賃貸料の引き下げは、税務上問題がありそうですが、何も心配は要りません。

会社側は引き下げ後実際に支払っている賃貸料を損金計上すれば良いですし、代表者側は引き下げ後実際に受け取っている賃貸料の金額を不動産所得の収入金額に加えればよいだけです。

ただし、注意が必要なのは、同族会社との間で、そのような行為をすることで代表者の所得税が不当に減少することになるような場合です。このような場合ですと、通常収受すべき賃貸料の額が代表者の不動産所得の収入となります。

